

環境水道委員会記録(No.28)

1 日 時 令和6年7月24日(水)
午前10時04分 開会
午後 0時13分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(7人)

委 員 長	富士川 厚 子	副 委 員 長	河 田 圭一郎
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	本 田 忠 弘	委 員	森 本 由 美
委 員	出 口 成 信		

4 欠席委員(2人)

委 員	井 上 秀 作	委 員	松 尾 和 也
-----	---------	-----	---------

5 出席説明員

危機管理監	柏 井 宏 之	危機管理室長	辰 本 道 彦
防災企画担当課長	大 山 一 成	環 境 局 長	兼 尾 明 利
総務政策部長	岩 佐 健 史	総 務 課 長	山 根 英 明
グリーン成長推進部長	園 順 一	グリーン成長推進課長	西 田 淳 哉
環境保全担当課長	村 上 慈	サ-キュラーエコノミー推進課長	正 野 謙 一
環境監視部長	江 藤 優 子	環境監視課長	松 岡 靖 史
循環社会推進部長	檜木野 裕	循環社会推進課長	稲 田 佳 代 子
業 務 課 長	山 倉 史 子	上下水道局長	持 山 泰 生
総務経営部長	大 迫 道 広	経営企画課長	丸 谷 紀 之
営 業 課 長	宮 崎 勝 晴		外 関 係 職 員

6 事務局職員

委 員 係 長	伊 藤 大 志	書 記	岩 瀬 美 咲
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第191号 生活保護利用者の下水道使用料、し尿処理手数料の経過措置について	継続審査とすることを決定した。
2	行政視察について	7月8日から10日に行った行政視察について、委員間で意見交換を行った。
3	SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進について	環境局から別添資料のとおり説明を受けた。
4	北九州市の大气・水質等の現況（令和5年度測定）	環境局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

（陳情第191号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（富士川厚子君）開会します。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、環境局から1件報告を受けます。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第191号、生活保護利用者の下水道使用料、し尿処理手数料の経過措置についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。経営企画課長。

○経営企画課長 それでは、執行部の意見を述べさせていただきます。

なお、執行部意見の参考といたしまして、参考資料1、令和4年8月18日の環境水道委員会での報告資料、参考資料2、令和4年8月、生活保護受給世帯に送付したお知らせ文書、参考資料3、令和6年3月、生活保護受給世帯に送付したお知らせ文書を配付させていただいております。

生活保護受給世帯への下水道使用料、し尿処理手数料の減免の見直し、経過措置につきましては、令和4年8月18日の環境水道委員会において、参考資料1により御説明させていただいております。

その報告した内容につきまして簡単に御説明いたしますが、生活保護受給世帯等に対する下水道使用料等の減免措置は、厚生労働省が下水道使用料等については生活保護費で賄うべきものとの見解を示していること、他都市においても見直しが進み、現在では過半数が減免を行っていないこと、下水道の普及率が99.9%に達し、普及促進の役割も終えていることなどを踏まえまして、その在り方について、有識者や議会の意見を伺いながら検討してまいりました。

その中でいただいた意見といたしまして、制度の在り方については、二重に措置された状態

であれば解消すべきとの意見、見解が大半であったことから、これらの御意見を踏まえ、市として減免を見直すことを決定いたしました。令和4年10月1日にこの減免制度を廃止いたしました。

また、近年の物価高騰への配慮を要望する意見も複数出されたことから、9月末時点で減免の対象となっております世帯につきましては、激変緩和のため、経過措置として令和5年度末、令和6年3月末まで全額減免を継続と参考資料1のとおり記載し、制度の見直しと併せて報告させていただきました。そして、生活保護受給世帯に対しましては、令和4年8月と令和6年3月に、参考資料2、参考資料3のとおり、下水道使用料の減免経過措置終了のお知らせの文書を送付し、経過措置が終了する旨をお知らせしております。

令和4年8月に送付いたしましたお知らせ文書では、生活保護受給中は、経過措置として令和6年3月請求分まで減免を継続しますと記載しており、また、裏面の減免制度見直しのスケジュールには、請求開始時期として令和6年4月1日以降、4月請求分からと記述しております。令和6年3月に送付したお知らせ文書では、令和6年3月請求分で経過措置が終了、4月以降基本使用料がかかる旨をお知らせしております。

このように、生活保護受給世帯へのお知らせ文書には、減免が3月請求分で終了いたしますとお知らせしており、既に終了した経過措置につきましては、遡って減免することは考えておりません。説明は以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） 今回の二重に措置されたということについて一度質問します。

制度の在り方について有識者や議会の意見の大半が、二重に措置された状態であれば解消すべきとの見解であったことから、市として減免を見直すこととし、本年10月1日にこの減免制度を廃止したところでもありますということが言われているんですけど、これが令和4年10月26日の環境水道委員会での経営企画課長の減免廃止の経過報告なんですね。ですが、この二重に措置されたという言葉は、国の文書にはありませんでした。令和4年8月18日の環境水道委員会で二重に措置されたというこの言葉は国の主導ではなく、本市がわざわざつくった言葉だったということが明らかになりました。本市のつくった言葉で、審議委員が、ならば解消しなくてはとなっていった、本市の策略がまさに功を奏したということを指摘したいと。物価高騰で生活保護受給者も含めて多くの市民が生活に困っている中で、本当にひどいやり方だと。誘導するような言葉を使って、本当にひどいと思いました。

それで、今回の口頭陳情にもありますけれども、10月の委員会で私は、二重に措置されたというならば、生活保護利用者が行う本市の印鑑登録の申請証明書の交付、身分証明書や住民票の交付、また、自転車駐輪場の使用料の5割減免、これ二重の措置ですかと聞きました。そう

すると、所管が違うので答えられないと言いながらも、所管局に伝えると言いました。改めてお伺いします。その後、所管局はこういった減免を二重の措置だと言っていますか。

○委員長（富士川厚子君） 経営企画課長。

○経営企画課長 他の局の政策につきまして、お伝えはしていますが、それぞれ二重の措置というか、我々は厚生労働省がこの下水道使用料につきましては生活保護費で賄うべきものというところで見解をいただいております。その下水道使用料につきまして、市として独自で減免したこと、国の指導としては、あくまで下水道使用料は生活保護費で賄うべきものという形で行われていますが、それを市が減免しているということで二重に措置された状態のことを二重に措置という形で行ったものでございます。ですので、他局におきましても、現状そういうことがあれば検討する、お伝えはしていますが、二重に措置されたことについての見解はいただいております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 他局に一応問合せはしたということなんですか。

○委員長（富士川厚子君） 経営企画課長。

○経営企画課長 常任委員会での議事については、お伝えはしております。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 先ほども口頭陳情で、二重に措置されたという判断であるならば、これもなくしていこうと、そういう方向に行くんじゃないかと、今度の予算事務事業の棚卸しで生活保護費が16億円削減ということで、こうしたところをどんどん削っていくのではないかとということも考えられていくわけですね。この廃止したい制度ですよ、これを二重に措置という言葉を使って誘導し、攻撃すると、こんなやり方はこれこそ公平ではないということを指摘したいと思います。本当にこのやり方は悪意に満ちていると言わなければならないというところを指摘したいと思います。

次に、この減免の終了の時期ですね。令和4年8月18日の環境水道委員会で、見直しの実施時期について、新規減免申請の受付停止は令和4年10月1日からと、そして、令和4年9月30日時点の減免対象世帯については、経過措置として令和5年度末、令和6年3月末まで全額減免を継続すると、令和6年4月から全額請求すると報告を受けました。間違いはないですね。

○委員長（富士川厚子君） 経営企画課長。

○経営企画課長 報告につきましては、資料の参考資料1にありますとおり、令和5年度末、令和6年3月末まで全額減免を継続、令和6年4月から全額請求としております。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ですから、私は4月4日の検針で、2月4日から4月4日の61日間の使用料を請求されたというお知らせを聞きまして、本当に驚きました。ここにいる委員の皆さんも驚いていると思います。令和4年8月18日の報告に、4月の検針で2月分と3月分の使用料

をいただきますなどと私たちは聞いていません。委員会に諮っていない、委員に理解されていないやり方は認められないと思います。生活保護受給者にとって1,394円、これ食事4食分の大事なお金なんですね。そうであるとともに、この地元商店街とか地元経済のために1人当たり1,394円が使われるわけです。非常に大事な経済効果を生んでいるお金だということです。さらなる物価高騰の中で、減免廃止に苦しむ生活保護者に追い打ちをかける、こんなだまし討ちのようなやり方はやってはいけないと思いますけど、何かもう一度見解はありますか。

○委員長（富士川厚子君） 経営企画課長。

○経営企画課長 常任委員会の報告につきましては、4月から請求すると報告しておりますが、経過措置に関する報告につきましては、使用期間や請求月の考え方について分かりづらい点があったということでございます。ただ、経過措置につきましては、生活保護受給世帯に対して先ほど説明しましたように、しっかりと文書でお知らせしております。このため、事実と異なるとは考えておらず、遡って減免することは考えておりません。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 生活保護受給世帯に配布をしたこのお知らせと、私たちのこの委員に説明した内容が違うのはどうしてなんですか。文書が違いますよ、内容が。説明の仕方が違う、どうして違うものが出ているのか教えてもらえませんか。同じ文書であるべきじゃないですか。

○委員長（富士川厚子君） 経営企画課長。

○経営企画課長 報告資料につきましては、分かりづらい点があったということでございます。実際の受給世帯の方につきましては、そこはしっかりと御説明しております。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 分かりづらくて理解されなかったということですよ。だったら、これは理解されないままこの審議にかけたわけですから、それを強行していくというのは許されませんよね。私たちの言っていることは間違いないと、そうじゃないんですよ。理解されないと、この問題をこの委員会で審議しているわけですから、理解されない内容を審議したって、はっきりした答えは出てこないわけですよ。ここで、いや4月の検針日から請求するんですよ、そのときには2月分と3月分の使用料をいただくんですよ。ちょっと待てよと。そうならば6月の検針にして4月分、5月分を請求して、それで6月4日ならば、4日間は余計に下さいと、そうやっていくべきでしょうという答えがここの考えに、私はそのときにそうやって発言しますよ、そんなの。私は、あ那时的説明のときに2月分とか3月分の使用料を請求されるとは、これっぽっちも思っていませんよ。それを強行して、今、いやいや私たちの言っていることは間違いなから、返還しようと思いませんよと、本当にこういうやり方は、本当に市民の怒りを買うだけで、不信感を招くだけで何もいいことないです。こういうやり方、こんなだまし討ちのようなやり方をやってはいけません。4月までの使用料の減免の継続ですね。ちゃんと2月、3月分の使用料は返してくれる、返していただきたいということを改めて指摘をし

て、私からは以上です。

○**委員長（富士川厚子君）** ほかにございませんか。森本委員。

○**委員（森本由美君）** すみません。1点確認させてください。減免の見直し後に請求が行っていると思うんですけど、それが着いたときに、生活保護受給者の方から、これはおかしいんじゃないかとか問合せというのはどのくらいあったのでしょうか。

○**委員長（富士川厚子君）** 営業課長。

○**営業課長** 私どもとしては、3月から5月まで専用の電話窓口を設けました。生活保護受給者の下水道基本使用料の減免に対する専用電話窓口でございます。そちらに今回の件で問合せがありましたのは1件、受給者本人からございました。それと、また代理の方ということで、この受給者の本人の方がそれを御相談された方という形でもう一人ございましたので、2件ということでございます。以上でございます。

○**委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

○**委員（森本由美君）** やはり減免見直しということで問合せが来るかもしれないということで、そういうふうに専用ダイヤルというか、窓口を設けて対応はしたということでよろしいんですかね。やっぱり通知は来ているけど、なかなかぴんとこないという、そのときになってみないと分からないということもあるので、そういったところはもうちょっと丁寧にするべきではなかったかなと私も思ったんですが、いかがでしょうか。

○**委員長（富士川厚子君）** 営業課長。

○**営業課長** 御本人に通知を出したときに、まだ読まれていないという方もいらっしゃったんですけども、一応私どもとして1つ反省すべき点は、月額697円という形で書いておりましたので、下水道の使用料につきましては2か月分請求でございますので、実質697円掛ける2か月分ということで、約1,400円ぐらいになりますということで、そこは少し電話の中で御相談させていただいたということでございます。以上でございます。

○**委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

○**委員（森本由美君）** 分かりました。生活保護受給者の方、やはりもらったお金でやりくりをしているというところで、かなりそういうことで心配をされたということ、2件しかなかったけれども、そういうやっぱり不安とか心配があってお電話もあったということで、丁寧にやるべきだったこともあるのではないかなと私は思います。すみません。意見として申し上げたいと思います。

○**委員長（富士川厚子君）** ほかにございませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、本日の所管事務の調査に関係する職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、所管事務の調査を行います。

初めに、7月8日から10日に行った行政視察について、委員間で意見交換を行います。

他都市の先進的な取組に関する所感や、本市で取り組むべき事例、また、取組に当たっての問題点や課題などについて意見交換を行っていただきたいと思います。

本日の意見交換の内容は正副委員長で取りまとめの上、議長に提出する行政視察報告書や所管事務調査の委員会報告書の中で反映させていきたいと考えています。本市の行政施策への反映や執行部への提言など、今回の行政視察が実りあるものとなるよう活発な意見交換をお願いいたします。

なお、今回の所管事務調査の一環として、委員間で意見交換を行うものですので、執行部に対する質問については、事実確認など必要な範囲で行うようお願いいたします。

それでは、まず、名古屋市の事業系ごみの減量化に向けた取組について意見交換を行います。

名古屋市では事業系ごみの排出事業者への啓発、指導内容や焼却工場への自己搬入ごみのチェック体制及び古紙や生ごみの資源化促進に向けた取組について調査しました。意見、提案等あれば発言をお願いいたします。森本委員。

○委員（森本由美君）名古屋市は危機感を持って、ごみ非常事態宣言をされていて、特にいいかなと思ったのは、事業系ごみの減量資源化ガイドブックというんですか、このリーフレットなんですけど、業種別に作って丁寧に書いていて、じゃあこうすればいいんだなど見ただけで分かるようになっているので、北九州市ももしできればそのように細かく案内してあげるととても親切かなと思いました。やはり危機感の表れというところで必死に名古屋市の方が取り組まれているというのがとても印象的でした。以上、こういうのは参考にしたらどうかなと思いました。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございませんか。出口委員。

○委員（出口成信君）一般家庭から出るものと同じ性状というやつですよ。それで、品目別の発生率が1事業所当たり1収集日につき45リットルの指定袋1袋相当までの場合、市の資源収集に出すことができるということが行われているので、これはいい事例だなと思ったんですけど、今、本市ではそういうことに関して何か考えられているところはあるんですかね。

○委員長（富士川厚子君）循環社会推進課長。

○循環社会推進課長北九州市におきましても、事業所のごみについて、現在、家庭の住居と事業所建物が構造上一体であること、家庭からの排出されるものとの区別が難しく、家庭並みにごみ量が少ない、大体1回に1袋である場合においては市の家庭ごみの指定袋により収集を行っております。名古屋市の資源化物の状況は把握していたんですが、今後資源化物の取扱い

について、他都市の状況についても検討を進めていきたいと思っております。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） あと紙おむつのリサイクル、名古屋もやられてはいないんですけど、現在、高齢者施設とか保育所とかにアンケート調査をしているということなんですけど、本市は同じようなことがやられていたんですかね。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 本市におきましても、リサイクル施設が市内になく、近隣でも県内では一番近いところで大牟田市、また、九州の中でも鹿児島ということになりますので、近隣の状況の把握をする、企業の把握をするということ、あと、他都市の状況の調査を進めております。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。紙おむつの場合に、例えば下水に流せるような、今そういうニュースも報道されて、収集しなくても流せるようなことを言われているんですけど、あれは環境に対してそんなに負荷がかかってこないのかなと思うんですけど、分かりますかね。何か下水道の処理になるのかなと思うんですけど、処理は大変かなと思います。すみません。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 そのような素材の開発を北九州市内で行っているという企業があることは把握しております。そちらを下水道に流したときの負担、問題がないかというところは今後調査が必要かと思っております。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（河田圭一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 名古屋市で粗大ごみとか引っ越しごみの処分で、市の許可のない回収業者を利用しないでということで、高額請求のトラブルとかが発生していて、このようなチラシを作られています。2トンで9,800円だけど、実際行ったら多いから、1台で載せられないから50万円になりますとかということで、結構そういうことが消費者センターとかに問合せがあったりしているということです。こういうことは北九州市でも、そういう悪質なことがあるのか、北九州市でもこういう啓発はされているのかというのを聞きたいんですけど。

○副委員長（河田圭一郎君） 業務課長。

○業務課長 本市でも、過去からそういった無許可の業者であったりとか高額請求トラブル、無料だとうたっていたにもかかわらず、持ち出し料などという形で不当に請求されたりといったことが過去にも起こってまいりました。それで、ホームページにそういった今名古屋市が作

られているような内容と同じような内容で、注意喚起ということで掲示を行っています。また、もし市民の方からそういったトラブルの御相談、特に無許可の業者がこういうことをしているとの相談がありましたときには、可能な範囲で市からその業者に指導を行うといったことは徹底しております。以上です。

○副委員長（河田圭一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 名古屋市は市のホームページもだけど、グーグルとかヤフーの検索を活用した広報も実施して、かなり減りましたということで実績としても言われていました。これも一つの詐欺に当たるものになると思うんで、そういう周知はしっかりしていただきたいと思うのと、結構名古屋市はこんな雑紙はこれですよとか、生ごみリサイクルの分別用チラシとか、目で分かる感じで作られていたんで、もし作っていたらすみません、私の認識不足ですが、もしそういうのがあまりないんだったら、そういうのをしっかりつくっていただいて、ごみとか市民の方がまた環境とか、分別により一層積極的に関わられる環境をつくっていただけたらなと要望して終わります。

○副委員長（河田圭一郎君） ここで委員長と交代いたします。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。本田委員。

○委員（本田忠弘君） ごみ処理施設で、ごみの処理手数料が名古屋市は10キロ当たり200円ということなんですけど、私行く前に確認していればよかったですけど、北九州市は多分1キロ単位で10円じゃなかったかなと思うんですけど、ちょっと教えてください。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 北九州市の場合は10キロ単位で、10キロで100円になっております。

○委員長（富士川厚子君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） 多分1キロ10円やったということが記憶にあったものですから、それを確認していたら言えとったんですけど、やっぱり2倍の料金取られているんですよ。北九州市は処理料金としては全体的に安いほうなんですかね。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 政令市の中でも北九州市の処理手数料は安い、安価なほうに入っております。

○委員長（富士川厚子君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） もし仮に北九州市が倍の10キロ200円としたときに、ごみの減量というのはかなり進むとお考えですか。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 手数料の改定については、ごみの発生抑制に効果はあると思いますが、一般にごみの減量においては、料金の改定だけではなくて、工場の規制であったりとか、事

業者への啓発等併せた取組が効果的であると一般的に言われております。

○委員長（富士川厚子君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） 名古屋市はごみの減量に対しては結構危機感を持っていますので、こういう形にしているんだと思いますけど、もし北九州市がこれで10キロ100円でいけるのであれば、しばらくはそれを続けてほしいなというのはありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。

ほかになれば、次に、名古屋市の生物多様性の保全への取組について意見交換を行います。

名古屋市では、なごや生物多様性センターを視察し、生物多様性の保全に関する現状と課題などについて調査しました。意見、提案等あれば発言をお願いします。森本委員。

○委員（森本由美君） ちょっとうまくまとまっていないんですけど、なごや生物多様性センターはかなり感銘を受けました。北九州市はこういったところがありましたっけと思いながら見ていたんですけど、1つすごいなと思ったのが、拠点をちゃんとつくっているということ、そこでいろんな生き物もありますし、剥製とか本当にびっくりしたんですけど、ハクビシンとか家の猫とかを、学芸員というか専門家の人がそれを剥製にして、実際見るとやっぱりこういう生き物があるんだなと私もリアルに感じられましたし、そのセンターを拠点に官民連携で様々な子供からお年寄りまで参加できる、本当に魅力的なプログラムをされていたのが印象的でした。

うちもビオトープは造っていて、いろんなことをしていると思うんですけど、それを形だけして何もせずに自然の植栽というか、雑草とかいろいろ自然に生えてくるのを待ってその生態を観察できるとか、私が北九州市のビオトープに行っていないというのもあるんですけど、あまりにもすご過ぎて、こういうのがあったらリアルに実感できる。生物多様性というのがそもそも抽象的で分かりにくいんですけど、やっぱり名古屋市はいろんなブックレットとかニュースレターとか分かりやすく作って、たくさんの情報を定期的に市民に発信しているというのがすごいなと思いました。子供向けなんですかね、こういうのもすごく読むと分かりやすいし、北九州市でもこんなのをもししているんだったら教えてください。私は、もうちょっと環境に興味がない人も取っかかりとして参加できるプログラムというのをやってもらえたらいいかなと思うんですけど、北九州市ではいかがなんでしょうか。

それと、名古屋はCOP10ですか、2010年に名古屋議定書というのでも採択されて、そこからすごく意識が高くなって、2023年にはなごやネイチャーポジティブ宣言もされています。生物多様なごや戦略実行計画というのでも重点方針に沿って様々なプログラムもしていて、とても体系的で説明を聞いて分かりやすかったんですね。全然素人みたいな私でも理解ができる、北九州市もそういうふうにしてもらったらいいのかなと思うんですけど、実際例えば夏休みにいろいろされるとか、いろんなプログラムというのは今年度やるようになってきているのか、ちょっと教えてもらえたらなと思います。

○委員長（富士川厚子君） 環境保全担当課長。

○環境保全担当課長 生物多様性につきまして、まず1つ目のなごや生物多様性センターのような拠点が本市にあるかという御質問だったと思いますけども、名古屋市のあのセンターは、法律に基づく生物多様性のセンターとしても位置づけられている拠点でございます。北九州市に関してはそういったセンターは設けてございません。

実態としては、そういった機能を持つ施設としては、委員が先ほどおっしゃっていただいた響灘ビオトープ、あれは自然環境の学習の拠点として位置づけられております。そこで市内の小学生をはじめとした様々な市民の方々がいらっしゃって、ビオトープに貴重な動物も豊富にありますので、そういった生物と触れる体験をしていただくなどの環境学習の拠点と位置づけられてございます。

また、市内では、例えばいのちのたび博物館などでは生物多様性に関する展示も行われていまして、各地で親子を募ってツアーをされたりとかということもされていきますので、今後本市としてはそういった施設と連携をより深めて、生物多様性の周知に努めていかなければいけないと思っております。

また、2つ目の、名古屋市は宣言を出されたりとか実行計画を策定されたりとか、体系立って取組を進めていて分かりやすいということでございました。本市といたしましても、ちょうど今年度生物多様性の戦略の改定の年でございますので、そういった中で体系的に、今後ますます生物多様性は世界的にも注目されてございますので、名古屋市に負けられないように取組ができればと考えてございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 響灘ビオトープのところには、何かセミナールームみたいなのがついているお部屋とかはあるんですか。ちょっと行ったことがないので、そういうのもセットになっていたほうがいいなと思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） 環境保全担当課長。

○環境保全担当課長 ビオトープにございまして、建物がネイチャーセンターという名前で設置されてございます。中に入ってくださいと、例えばカヤネズミという貴重な動物がいるんですけども、それが飼育されているのが見れたりとか、様々な自然保全の活動をされている情報を紹介しているポスター、掲示板などが置かれていたりとかされています。また、セミナー室という部屋もございまして、そこでビオトープで多様性の保全活動をされている方々がいらっしゃいまして、その部屋で小学生たちに対して様々な勉強会などを開いていただいているというような機能を持った施設がございまして。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） そしたら、そのネイチャーセンターを使っているいろんなことができると思うんですけど、生物多様性センターほどの規模ではないという、職員は常駐はしていないとい

うことなんですか。

○委員長（富士川厚子君） 環境保全担当課長。

○環境保全担当課長 そうですね。名古屋市は正式に人員も充ててございまして、常駐されている職員もいらっしゃると思っています。ビオトープは響灘ビオトープの指定管理の一環で、指定管理の事業者が業務を担っていただいておりますけども、名古屋市はやはりそのセンターというのを建物を一から造って、職員も充ててということで、リソースは相当割いていらっしゃるのかなと認識してございます。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） そこをもっと強化するというのは考えていないということなんですかね。ビオトープもあるんだったら、そこを拠点化というのも考えられないかなとちょっと思ったんですけど。

○委員長（富士川厚子君） 環境保全担当課長。

○環境保全担当課長 そうですね。強化していかなければいけないと考えてございます。響灘ビオトープの悩みの種の一つとして、アクセスがちょっと悪い場所がございます。なので、ほかの施設との連携も含めて考えていかなければいけないかなと思ってございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 私も機会があったらちょっと行きたいなと思いますけれども、やっぱり拠点があるというのは大事だなと思いましたし、そのなごや生物多様性センターの、正職員ではないんですけども、会計任用職員みたいな形で専門家も入れて、私たちにいろんな説明もしてくださったんで、もうちょっとそういう機能強化というのも次の戦略に向けて考えていただければなと思います。

最後にもう一点だけなんですけど、なごや生物多様性保全活動協議会というのがあって、官民連携でいろんな個人とか団体が入って、生物多様性ということの取組をされているんですけど、北九州市には同じような組織というものはあるんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） 環境保全担当課長。

○環境保全担当課長 北九州市におきましては、平成18年に北九州市自然環境保全ネットワークの会という組織が立ち上がってございます。これは、当時北九州市生物多様性戦略が策定されたことをきっかけに立ち上がった組織でございまして、市民、NPO、市民団体、事業者、学識経験者、あと官公庁から成る組織でございます。現在もそのネットワークの会が活動してございます。今年度、新しく戦略の見直しもございまして、ネイチャーポジティブなどの新しい概念も出てきてございますので、このネットワークの会をますます発展させなければいけないと考えてございますので、そこについて現在検討中でございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 名古屋市は民間団体とか、そういう生物多様性に関心がある個人が協議

会ということで、かなりいろんな啓発とかPRの活動にも携わっていますし、名古屋戦略実行計画の2030、その重要なプレーヤーとしての位置づけというののもちやんとされているので、うちの戦略改定に当たっても、そのところも官民連携ということで市民とか学校とか、いろんな方が参画できるような形にしてもらったら実効性も高まるんじゃないかなとちょっと思いましたので、最後に意見として申し上げたいと思います。

○委員長（富士川厚子君） ほかにありませんか。吉村委員。

○委員（吉村太志君） 今特定外来生物とか、生物多様性において生きている人たちの連鎖が崩れていくということで、外来種をなるべくしっかり排除じゃないけど、していこうというような取組をしています。今真夏ですけど、夏に黄色い花が咲く、皆さんも多分道路を通っていたら見たり、川辺を見たら見るようなオオキンケイギクというのがあって、これを何か調べよったら、勝手にそれを植えたりしたら、本当に最高で1億円ぐらいの罰金があるということも議長から聞きました。北九州市では例えばオオキンケイギク以外でも外来種とか、これは今言ったように排除しないとイケないというような取組で誰か監視をしたりとか、見に行ったりとかはしているんですかね。

○委員長（富士川厚子君） 環境保全担当課長。

○環境保全担当課長 外来生物の件につきまして、オオキンケイギクをはじめ様々な外来生物が本市にもおります。監視対象といたしますか、実際に捕獲などの活動をしている最も代表的な例としてはアライグマがあるかなと思ってございます。これは実際に農作物の被害にも及んでございますので、産業経済局の農林課と連携した対策と、あと県が主導して防除の計画を策定してございまして、それに基づいて北九州市も対策を講じているところでございます。

オオキンケイギク等々の様々な外来生物がございしますが、それぞれ全てについて監視ができていない状況ではございません。オオキンケイギク等に関しましては、対策としては、例えば北九州市が持っている公用地や県の公用地であるとかのところで繁茂が確認されたところに関しては、土地の所有者の責務として抜いたりとか、そういった対応はしっかりとやっているところでございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） 分かったんですが、例えばうちで言ったら都市整備局が道路を除草とかするときに、恐らく市民の皆さんはこれが外来種って分かっている人って少ないと思うんですね。私も聞くまで分からなくて、夏なのにきれいな黄色の花が咲くなと思っていたんですけど。それを今監視するとかということも大事だけど、先ほど森本委員も言われてたように、こういうのを市民の皆さんに知ってもらう機会をつくったらいいなと思います。あとやはり、名古屋市は大都市だけど、あそこにも自然があります。北九州市も同じように自然がある町、そして、便利な町というふうに発信していますよね。それなら、なおさら生物多様性、特に今気候温暖化やいろんなもので生物の生態系が崩れている中で、こういう活動というのは市が率先して取

り組めば面白いな、もっともっと子供たちや市内外の人たちにも発信ができるなと思ったので、私も少し勉強していきなうと思ひました。もう意見で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（富士川厚子君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） 私もあまりメモを取らなくて、一生懸命話を聞いただけなんですけど、昆明・モントリオール議定書から30 by 30という概念が出てきて、名古屋市はこれ出口委員も質問されてたんですけど、市街化調整区域は5%ぐらいと言っていましたかね。それで、海のほうはどうですかと言ったら、5%と言っていました。5%というのが物すごく頭にあるんですよ。もともと名古屋市も大都会ですから、市街化調整区域も何か5%と言ったような気がするんですけど、その30 by 30というところからいけば、今、本市は海と陸、大体どのぐらいいってらるんですか。結構いいところいってらると思うんですけどね。

○委員長（富士川厚子君） 環境保全担当課長。

○環境保全担当課長 本市において30 by 30にカウントされ得る面積に関しましては、29.5%ということになってございます。海のほうは隣り合う市との境目などが不明瞭ということもございまして、面積については現在不明という状況でございまして。これが他都市と比べてどうかという話につきましては、市によって、例えば森林を多く抱えている市であれば、その数字はどんどん大きくなるとか様々な状況がございまして、本市に関してはこれが多い少ないということに関してはちょっと一概には言えない状況でございまして。

○委員長（富士川厚子君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） 出口委員が聞いたのは、海のことを聞いたよね。そのときは5%と言ったんですよ。私は北九州市の場合は、適当に田舎という感じが、すごく生物多様性に関してはいいと思ってるんですよ。ここのなごや生物多様性センターに人工的なビオトープを造っていて、見たらメダカがいっぱいおるんですよ。13匹入れたと言っていましたね。北九州市の響灘ビオトープは本物のビオトープと言ったらおかしいんですけど、本当によそから鳥が運んできたかどうか知りませんが、それが発生したメダカらしいんですけど、そういう意味で北九州市はすごく生物多様性に関してはしっかりやっていける環境があります。名古屋市は職員の方もこのセンターに13人おりますので、北九州市もそういう、今指定管理者がやってくれていると思うんですけど、しっかり力を入れてやってほしいなと感じて帰ってきましたので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございせんか。出口委員。

○委員（出口成信君） 会計年度任用職員の学芸員の方ですか、植物の方と動物の方から詳しい説明があつて、もう本当に好きで好きでたまらんでやってる感じなんですね。そこはアライグマやらタヌキやら動物の剥製以前のもものが並べられて、説明を受けて、これどこから来たかなと思つたら、交通事故ではねられたやつとか。まだ冷蔵庫の中に入っていますが、出すと

物すごい臭いがしますので、できませんということ。本当に喜々として言ったら悪いんですけど、もう楽しくてたまらないでやっていて、その人たちから説明を受けるわけですよ。この方々が子供たちにも説明したりするんですね。自分たちの身近に出てきて、車にはねられたとか、そういう動物たちのことを考える。北九州市のビオトープで遠くから渡り鳥とかが来ているのを勉強するのは大切なんですけど、身近にはねられているアライグマとかタヌキとかキツネとか、そういうものを考えるときに、今外来種とかで大変なことになっている。植物もその人が取ってきた身近なものや、過去にも採取されたものをずっと研究してやられているという状況が本当に楽しそうで。そこが動物の異臭もするわけですから、天井からムカデも落ちてくるんですよ。私の肩に乗ってきたんですけどね。そういう事故もあったんですけど、非常に楽しい。外に出れば水生生物の水槽があって、亀だの何だの見て、ビオトープ自体は小さかったんですよ。小さいんだけど、やっぱり何か職員の皆さんと、そういったアルバイトやら、学生も入ってきて、生き生きとしてそういうことをやられていると。これは市がやっているわけですよ。今のビオトープなんかも逆に指定管理の人が一生懸命そうやって子供たちを集めてということをやっているんでしょうけど、やっぱり市がそういうことを率先してやっていくと。今言った身近な動物も、この北九州市はどうなんですかね。交通事故に遭った動物をああやって学芸員の人が解剖してやっている、すごいなと思ったんですよ。そんなことは本市でもやっているんですか。

○委員長（富士川厚子君） 環境保全担当課長。

○環境保全担当課長 北九州市で剥製をしているかどうかというのは、ちょっとすみません、私分かっていないんですけども、福岡県の研究所がございまして、そこは生物も対象として含めている研究所がございまして、市内の動物を剥製化するようなスタッフがいるというのは認識してございます。

あとは、学芸員という話で言うと、ビオトープとかではなくて、先ほど申したいのちのたび博物館であるとか、そういった施設でもしかしたら行われているのかもしれない。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 剥製ではないんですよ。これが、剥製にすると立体的になるんで、保存しにくいじゃないですか。真っすぐにするんです。動物をべたっと真っすぐにすると、棚にぼんぼん入れられると。要するに記録ですよ。記録をどこで何があったのか全部記録を取っていくというような方法で、かなり専門的にやられているなど。ちょっと何か真剣度というか、もっと深く今発生している動物を細かく把握していこうと、そういうのが植物に関してもそうですけど、見てとれて、植物もいつどこで取れたものかということをきちんと記録していくと。そういうことが後々の研究に生かされていくんだと思うんですけど、そういうところにも力を入れていていただきたいなと思ったところです。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございせんか。

なければ、次に、横浜市の災害時における自助、共助を促進する取組について意見交換を行います。

横浜市では、過去の災害や被災地支援の経験を踏まえた取組及び地域防災力の強化などについて調査しました。意見、提案等あれば発言をお願いします。出口委員。

○委員（出口成信君） 私も記録が取れていなくて、ちょっと定かではないんですけど、避難所のトイレの問題ですよね。避難所には下水が来ているというか、仮設トイレを設置できるような、そういう設備をされていると聞いたんですけど、北九州市は今のところ避難所に、屋外にそういう仮設トイレを設置できるような下水が来ているということではないですよね。そういうのはどういうふうを考えられているのかなと。ちょっと横浜市は何か進んでいるなという印象があったんです。

○委員長（富士川厚子君） 業務課長。

○業務課長 災害時のトイレに関しては私どもの業務課のほうが所管をしております。今のお話の避難所に下水が来てというのは、マンホールトイレのようなイメージでございますか。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） はい。

○委員長（富士川厚子君） 業務課長。

○業務課長 上下水道局で設置しているものになりますが、避難所ということではないんですけど、大規模な避難地になるような緑地、例えば長野緑地とか、そういったところにマンホールトイレを設置するというので今進めているとは聞いております。なので、大規模な災害が起こったときに、避難所ではないですけども、一時的に皆さんが避難するような場所に整備するような形で進めているとは聞いております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 内閣府のガイドラインでは、発生時には50人に1基と、長期化する場合には20人に1基と定められて、確保が望ましいとされているんですけど、北九州市は20人に1基という考えでやられていると考えていいんですかね。大規模な避難所ということなので。

○委員長（富士川厚子君） 業務課長。

○業務課長 今、内閣府のガイドラインの災害用トイレのお話がありました。これに関してはマンホールトイレということにとどまらず、先ほど委員からお話がありましたように、50人に1基というガイドラインに基づいて市で保有しているものもございますし、そういう仮設トイレを供給するようなトイレの業者と協定を結ぶことによって、災害時にはいち早くそれを設置していただくという形で進めております。今、本市はそういったものを想定しますと、大体30人に1基という形では配備ができるというような計画で進めているところです。一番大規模な災害を想定したときにでございますけれども、以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 20人に1基になるように進めていただきたいというところですね。これは内閣も長期化する場合には20人に1基だということを言っているわけですから、ぜひそこに近づけていただきたいと思います。

あと、横浜市の答えがどうだったか私も記憶がないんですけど、紙おむつとか粉ミルクとか生理用品とか、こういうものについての備蓄などというのはどうだったのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（富士川厚子君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 紙おむつ、それから、生理用品等の備蓄については、避難想定2万2,000人に対して、人口割合で計算しまして、それに応じた備蓄量を保管しております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） これどのぐらい、具体的に、どこに。すみませんね。

○委員長（富士川厚子君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 ちょっと細かい数字になるかもしれませんが、基本的にはこの北九州市地域防災計画の附属資料編のページ数を申し上げますと169ページに記載をしているところですが、大人用のおむつであれば7,000、子供用のおむつであれば1万1,000、それから、生理用品は3万1,000、あと哺乳瓶等は2,400、粉ミルクについては5,800程度保管しております。それは、基本的には集中備蓄という形で区役所、それから、市内に3つある集中備蓄で管理しているところです。また、必要に応じて市民センター等にも保管している状況です。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 分かりました。備蓄に関してはきちんとされていると。一番は、能登もそうですけど、避難所生活が長いということですね。そこで、プライバシーの問題ですね、そういうのが問われるわけですが、パーティションの問題、やっぱり個別避難ができるというか、個別避難という言い方はおかしいですけど、大きいところにそのまま雑魚寝みたいな状態じゃなくて、一応パーティションで区切られている、パーティションというか、部屋で区切られているような状態が最低限望ましいと思うんですけど、そこは2万2,000人の避難に関してのそういう割合は確保できていると理解していいんですかね。

○委員長（富士川厚子君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 パーティションのお話ですけど、現在、市内で1,800台用意しております。確かにこれで全ての世帯を賄えるかといったら、多分それは難しいと思います。ただ、北九州市の場合は市民センターという避難所がありまして、和室がある、それから、ある程度使える会議室みたいなところがありますので、プライバシーの確保はできるかなと。さらには、4日目以降は国からのプッシュ型の支援もございますので、そちらの過去の実績を見てもパーティションが届いている状況ですので、それも活用しながら避難所運営を行っていく計

画となっております。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） そうですね。具体的に対応していただけるように、市民センターもあるんでしょうけど、具体的に調べていってほしいと思います。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。森本委員。

○委員（森本由美君） 横浜市は東日本大震災とか関東大震災の経験があるので、意識が高くて、いろいろ取り組んでいるなと思いました。確認したいのが、横浜市では子供用の防災ハンドブックというのを作られていたんですけど、北九州市にはあるのかということと、あと感震ブレーカーですか、設置の補助というのを横浜市はしていたんですけど、うちではしているのかなということを確認したいと思います。

それと、あと条例で言ったら横浜市は震災対策条例があるということなんですけど、うちではあるんでしょうか。以上、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（富士川厚子君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 まず1つ目の子供用の防災ガイドブックについて、横浜市が民間と協力して作られているのは資料で見させていただきました。北九州市の場合は子供用の防災ガイドブックというのはございません。ただ、今教育委員会で小学校1年生から中学校3年生までは防災教育プログラムというものを9年間やっております、かなりプログラムを通じて子供たちの防災意識は高くなっていると認識しております。

それから、感電ブレーカーの補助金については、北九州市では準備はしていなくて、これは消防局になりますけども、消防局の予防課で感電ブレーカーの設置については啓発を行っているところです。

最後の3つ目の質問ですけど、北九州市でその条例というのは定めておりません。横浜市もこの自助、共助の条例につきましては市議会議員の皆様からの発案と伺っております。やはり先ほど森本委員がおっしゃられましたけど、まずは関東大震災の経験があること、それから、これから起こるであろう首都の直下型地震、それから、南海トラフという地震に備えて、やはり行政の限界を感じているというのが横浜市のお考えかなと。その中で、まずは自助、共助で自らの命を守る、それから、隣人を守るという意識の下でできたと伺っております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。議員が提案した条例ということなんですね。それはうちでも機運が盛り上がって、そういうのが必要ということだったら、そういうふうになると思うんですけど、幸いにもというか、北九州市は横浜市に比べたら地震もそんなに大きいのが今までなかったですし、そこまでの災害がないというので、やっぱり意識の違いというのがあるのかなと思いました。ただ、参考になるところはしっかり委員会報告でみんなと共有できたらなと思います。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。

なければ、最後に、横浜市の食品廃棄物のリサイクル推進について意見交換を行います。

横浜市では、株式会社 J バイオフードリサイクル横浜工場を視察し、食物廃棄物のリサイクル方法や事業展開について調査しました。意見、提案等あれば、発言をお願いいたします。ありませんか。

ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（河田圭一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） ここは食品廃棄物ということで、臭いもすごかったんですけども、食品だけに特化してリサイクルしていて、特に業者から来ているのが多くて、チョコレートとか、あのときはバター、チーズがあって、それも一気にするとやっぱり機械が壊れるんで、分量を見ながらリサイクルされているということでした。福岡市にも同じようなものができたんですよ。名古屋でも、産廃とかの食品の中で何パーセントまでリサイクルできるということが明確に書かれていて、食品のリサイクルでいろんなことができるということは、やはり環境都市として大事なことかなと思いますし、ぜひ北九州市にも来てくださいと言われている委員もいらっしやいましたし、そういう意味ではまたしっかり、福岡市にもできたということで、市としてもぜひ見に行っていたきたいと思います。まだ賞味期限が全然あるけど、チョコレートとか、ただ何か袋の記載が駄目だから廃棄とかというので、本当にもったいないな、これって子ども食堂とか、何かフードロスで使えないのかなと思うぐらいたくさんあったんですけど、そういう部分をまた業者の方とかに見ていただいて、北九州市でも取り組んでいただけたらなということを要望して、終わります。

○副委員長（河田圭一郎君） 委員長と交代いたします。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。森本委員。

○委員（森本由美君） 一言だけ、すみません。こういうのがあったらいいねと思ったんですけど、実は福岡市にあるということを知って、身近にあるのに全然知らなかったなということちょっと恥ずかしくなっちゃったんですけども、行かれたことがあるんですかね。御存じかどうかということと、福岡市にあるから、もう今のところは福岡市に北九州市も持っていつて賄えるのかというのがちょっと分からなかったの。北九州市に立地ということ考えたときに、今のところまだそこまで必要ないのかちょっと分からなかったの、もし御存じだったら教えていただければなと思うんですけど、把握はされていますでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 委員の御質問にお答えします。

まず、その施設について知っているかということに関しましては、7月半ばに私は視察に行

ってまいりました。具体的なお話も聞いてまいりました。北九州市の現状をお話しした上で、北九州市への進出の可能性というところについてお話をいたします。

まず、1月から稼働を始めたそうなんですけども、現状の稼働率がどのくらいなのか、物がどれくらい集まっているのかというのが一番気になっていたところなので、まず、それをお伺いしました。現状で能力に対して2割から25%程度で、いわゆる物が現段階でまだ集まっていなくて、採算面だとか、そういったものにおいては非常に厳しい状況だという現状をお伺いしました。目標については、年度末に何とか7割まで引き上げていきたいとおっしゃっておられましたけども、なかなか集荷というか、物を集めるのに苦戦をしているというところでした。

そういった現状を踏まえた上で、北九州市に対しての進出の可能性もお話ししたところではあったんですけど、やっぱりまずは物をしっかり確保していく、必要に応じて、受入れの収入だとか、そういった観点においても事業系のいわゆる産業廃棄物のほうが処理料金が高く取れるものですから、そういったものをしっかり集めていきたいと。そういったものをしっかり考えていくと、ちょっと北九州市と福岡市というところになると、物を集める上でかぶる可能性もあるので、現段階においてはなかなかそういったことを展望はしにくい状況であるということをお伺いまいりました。現状については以上です。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 行っていただいたということで、現状がすごく分かりました。まずは福岡市のほうがどんどん物が集まって、ちょっとあふれるぐらいになったときということじゃないと、なかなかすぐにとというのは難しいということなんでしょうね。分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 1点だけ修正させていただきたいと思います。先ほどの横浜市の視察の際に、森本委員から感震ブレーカーについて御質問がありましたけど、すみません、私は感電と言ったので、ちょっと言葉を間違っておりました。すみませんでした。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございますか。出口委員。

○委員（出口成信君） 先ほども言われていますけど、福岡市にあったということで、何で福岡市に行かんのかと、わざわざ横浜市に行かんでも、福岡市に行けばよかったじゃないかと思っています。

あと、私は今回の食品廃棄物をガスに変えて、そのガスをまた電気に変えてということが費用対効果として成立するののかということで、あまり望ましくないなど。電気をつくるのにわざわざこんなことしなくてもできるんじゃないかと。やれるんだったら食品廃棄物を肥料にしていくと。先ほども言われたみたいに大量に集めないことにはできないんですけど、栃木県の益子町が大量に集めて海外にも売ると。今東南アジアとかにも輸出しているような状況がありますので、そういうところにもっとシフトしていくというか、僕はガスをつくって、それで電気

を起こすというのはあまり効率的ではないと思っているんですけど、肥料に関して何か見解があったら教えていただきたいと思います。

○委員長（富士川厚子君） サーキュラーエコノミー推進課長。

○サーキュラーエコノミー推進課長 委員の御質問にお答えします。

肥料化ということについては、現在私どもは北九州エコタウン企業というのを認定しているんですけども、その中の一つにウエルクリエイトという会社がございまして、その会社につきましては、委員の御指摘のとおり食品残さですとか、そういったものを集めて肥料にする取組を既に始めております。例えば、中央卸売市場ですとか、そういったところで大量の野菜ですとかそういったものの残さが発生しますが、以前はお隣の日明工場に運んで燃やしていたんですけども、それを肥料に変える、また、それを肥料にして野菜の栽培をして返ってくるというような形の取組をやっております。ですので、先ほどバイオマスで発電するというお話もありましたけども、現状で北九州市にはそういったものがないとするならば、そういった企業と連携をして肥料化するといった取組をしっかりと進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございせんか。

なければ、以上で行政視察後の意見交換を終わります。

ここで、次の議題に関係する職員を除き、退室を願います。

（執行部入退室）

次に、SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進についてを議題とします。

本日は、北九州市環境基本計画の改定について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。総務課長。

○総務課長 それでは、北九州市環境基本計画の改定について御説明させていただきます。

5月22日の環境水道委員会におきまして、北九州市環境基本計画の改定案及びパブリックコメントの説明をさせていただきました。今回は、パブリックコメントの結果と、それを踏まえた環境基本計画の改定案について御説明させていただきます。

資料は、北九州市環境基本計画の改定について（報告）パブリックコメントの実施結果等と、あと資料1、北九州市環境基本計画改正案に対する意見の概要と北九州市環境審議会事務局の考え方、資料2、北九州市環境基本計画パブリックコメント版の修正案、資料3、北九州市環境基本計画個別プロジェクト集の4種類を準備しております。

本日は、前回からの修正箇所を中心に御説明させていただきます。

それでは、まず、環境基本計画の改定について、パブリックコメントの実施結果について説明させていただきます。

北九州市環境基本計画の改定について（パブリックコメントの実施結果等）の資料を御覧く

ださい。5月27日から6月26日までの1か月間、パブリックコメントを実施しました。より多くの方から意見を聞くため、市政だよりやホームページ上での案内をはじめ、SNSや市内全市民センターでの案内掲示、また、御要望に応じまして、市民センターや中学校での出張説明を実施いたしました。その結果、前は平成29年に策定したんですが、そのときよりも大きく上回る49名から75件の意見をいただきました。

意見の内容につきましては、資料の2の(3)提出された意見の内訳のとおりでございます。

意見の詳細は、資料1に全て記載しておりますが、計画の記載内容の範囲に収まらない具体的な御意見や御提案を多くいただきました。

特に、政策目標Ⅰ、脱炭素、カーボンニュートラル社会の実現に関する御意見、御提案が最も多く、その中でもエネルギーの脱炭素化に関する御意見、御提案が多いという結果になりました。

次のページを御覧ください。計画への反映状況につきましては、①の計画に掲載または一部掲載済みのものが8件、計画に追加修正したものが4件、直接記載していないが既に取り組んでいるため、計画の追記、修正なしが31件、今後の参考とする等の理由で計画の追加修正なしが32件となっております。

パブリックコメントの結果等に基づきまして、計画案に修正を加えた部分について、次に御説明させていただきます。

資料2の北九州市環境基本計画パブリックコメント版の修正案の資料を御覧ください。まず、5ページを御覧ください。政策目標の3のところ、これは環境審議会の委員からの意見ですが、政策目標Ⅲをよりの確な表現にするため、もともとは生物多様性と環境保全の推進と記載しておりましたが、生物多様性の増進と環境保全の推進に修正しております。これに合わせまして関係する部分も修正しております。

また、同じ5ページの政策目標の設定につきまして、政策目標Ⅲにおいて例示のレベル感が違うとの意見がパブリックコメントの中でございました。その意見を踏まえまして、当初、菓の原料という表現をしておりましたが、様々な製品の原料と修正しております。

続きまして、6ページの政策目標Ⅰ、脱炭素、カーボンニュートラル社会の実現について、北九州市の温室効果ガス削減の指標が、日本や世界全体から見てどのような数値なのか分かるようにしてほしいといった意見を踏まえまして、6ページの一番下のところに補足説明欄ですね、国の削減目標等を追記しまして、北九州市の指標との比較をできるようにいたしました。

9ページを御覧ください。政策目標Ⅳ、国際環境ビジネス拠点化の推進について、ここでインド等東南アジアという表現が適切ではないという意見を踏まえまして、インドや東南アジア等という表現に改めました。

そのほか、専門用語、片仮名語について分かりにくいという意見をいただいておりますので、巻末の10ページ、11ページに用語解説欄を設けまして、用語の解説を掲載しているところ

でございます。

また、資料3では、政策目標等にひもづく取り組んでいる事業を御紹介させていただいております。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

本日いただいた御意見も踏まえまして、7月30日に開催します北九州市環境審議会で、パブリックコメントの結果及び計画改定案を答申案として提案する予定にしております。審議会において答申案を取りまとめた後、環境審議会の会長から市長に答申をいただく予定にしております。

その後、本市として環境基本計画を決定し、12月議会にて報告させていただく予定としておるところです。以上で報告を終わります。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） このパブリックコメントに関して、脱炭素に関して多くの声が出されたということと言われたんですけど、見てみると、産業界の脱炭素をどうするのかと。いっぱい出しているじゃないかと。そういうことに関して6割を占めるとか、火力発電の廃止のロードマップはどうなっているのかとか、石炭、CO₂がいっぱい出ていると。そういうことがたくさん指摘をされているんですけど、結局市の答えとしては省エネ法に基づく指導、助言は国の権限であるため、対策が不十分な事業者については国が実施、調査した上で指導していると、これだけなんですよね。北九州市は、イノベーションの推進のための支援は取り組むと。ここに関してどういうふうにかこの基本計画の中で反映していくのか教えてください。

○委員長（富士川厚子君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 今、委員から御指摘がございました産業界のことでございます。産業界に関しまして多くの御意見、産業界がおっしゃったように日本と比べて約2倍、6割の割合を占める、温室効果ガス排出量の約2倍を占めるということで、北九州市はやっぱり産業都市として、産業部門の温室効果ガス排出削減、これは重要な課題だと我々も当然ながら認識してございます。

一部繰り返しにはなりますが、当然ながら省エネ法に基づいて国が産業界に対して排出量の報告を求めて国が指導するというのがございます。じゃあ、市はどうするのかというところでございます。例えば、今もちろんイノベーションの部分がございますが、大きく占める、例えば水素拠点化の取組など今北九州市では福岡県等と一緒にやっているところですが、この産業界におけるカーボンニュートラルを進めるためには、根本的な、大きな部分で一番大きいのは熱部門である水素なのかなとは考えてございます。もちろん産業界、一番は省エネを行ったり、さらには電化を進める。その電化に対して、当然ながら再生可能エネルギーを進め

る、どうしても電化ができない部分は熱ですね、そういう部分については水素を使う、こういう流れになってくるのかなと思っています。

それと含めて、北九州市、今年度グリーンインパクトという政策パッケージを掲げてございます。こうした中で北九州市が持つ例えば再生可能エネルギーとか中小企業への支援、こういった側面的に支援をしながら産業界の温室効果ガス削減に取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ここで詳しい議論をすることはしないんですけど、水素で産業界の熱利用の温室効果ガスの削減を図ると言っているんですけど、ほとんど削減効果がないということは科学的にも立証されてきています。それと、この水素を使用する際には再生可能エネルギー由来のグリーン水素に限定すべきだと、こういうパブリックコメントも出されているんですけど、今グリーン水素でやっていこうというのは、もうほとんどできないわけで、要はグレー水素とか、そういうことになってしまうので、僕はやっぱりこの水素利活用というのは議論はしたくないんですけど、そういうところもグリーン水素でと、そういうぐらいの自分たちの方向性ぐらいは書き込んでいく、産業界にもやっぱりCO₂の削減に対して責任を持ってもらいたんだと、そのぐらいのことは計画書の中にも書けないのかなと思います。それは要望としてとしか言えないんだろうと思いますので、そういうふうなことを書き込んでいただきたいなと思っています。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。森本委員。

○委員（森本由美君） 市の環境基本計画の改定ということで、パブリックコメント、すごく努力をされたのではないかなと思います。私もほかのいろんなところの局のパブコメの数とか内容を見るんですけど、数も多いし、それは多分、市民センター全部に掲示したということと、SNSもあるんですけど、やっぱり出前講演に行ったときに説明を聞いて、それでこういうふうに思ったという素朴な疑問とか、そういったものでたくさんパブコメが集まったんですかね。もし分かればいいんですけど、例えば学校で説明したときにたくさんパブコメが出たとか、一般市民に対してのときに出たとか、そういうのって何か分かりますか。市が取り組んできた市民環境力というのがこのパブリックコメントの質の高さに表れているんじゃないかなと思って、私は高く評価をしているんですけど、どういう方、もし属性とかが分かれば教えていただきたいと思います。

それと、その中のパブコメの中で例えば6ページの9、気候市民会議のときに、市民との対話をしてほしいと書いてあったんですけど、そういうのは今までもしているんですか。名古屋市でもやっぱり市民との協働ということが言われているんですけど、これは、今どこにあるかすぐ見つけられなかったんですけど、既にやっているということでもいいのか、こういうのももっと強化するということが基本計画に盛り込まれているのかという確認が必要と、もう一つパ

ブコメの14ページの6番のところで、私も昨日ESD協議会の学生ともお話をしたんですが、海外から来る方から、日本はほとんどのものをプラスチック包装しているのかと疑問を呈されると。確かにプラスチック包装のものが多くて、毎週プラごみを出すときには、こんなにたまっているなと思って、少しでも削減できればいいなと思うんですけども、これこそ企業の努力によってプラ包装を減らすことを働きかけるとかということもできるんじゃないかなと思います。

それと、昨日学生と話をしたときに、暑いから何でも自販機で冷たい飲み物を買ってよねという話をしたときに、その大学生は北九大のESDの実習生だったんですけど、私は、お金もかかるし、そんな買ってられないというのもあるし、エコもあるから、私はお湯を沸かして、それで麦茶とかを作って自分で水筒に入れていきますという話を聞きました。若い人のほうが学校教育の中で環境教育とか、SDGs教育をされているから、自然にそういう生活様式というか、そういうのができるんだなと大変感心をしたんですけども、こういうプラスチック包装自体を少なくするという取組というのは、環境基本計画には当然のように盛り込まれているのでしょうか。もうちょっとそういう、さっき出口委員も言ったように、企業に対する働きかけによってプラスチック製品自体を減らすということも必要ではないかと私も常々思っていたので、そういったことは今後の基本計画には盛り込まれているのでしょうか。ちょっと確認をさせてください。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 総務課長。

○総務課長 どういった属性の方から意見をいただいたかというところと、市民との対話のところについてお話しさせていただきます。

先ほど申しましたように、市民センターに行ったり中学校に行ったりといったところで、実際市民センターに行った後どういった意見が返ってきたかというのは分からないんですが、中学校からは後日まとめて意見をいただいたといったところがございます。何となく質問の中にも中学生っぽい意見が散見されると思うんですが、そういったものは中学生からも意見をいただいたところでございます。

それと、市民との対話、6ページの9番目のところでございますが、環境局としまして、ほかの局でも同様だと思うんですが、必要に応じまして出前講演等、ちょっとデータは持っていないんですが、行っております。そのほかにも北九州市立大学とか、そういったところでも北九州市の環境の取組とかいろいろ講演させていただいておりますので、そういったいろんな機会を通じまして、市民と今後も対話を続けていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） グリーン成長推進課長。

○グリーン成長推進課長 今お話をいただきました気候市民会議について御説明させていただきます。

パブコメの6ページのところに気候市民会議など市民との対話ということで、本市も温暖化

対策実行計画をつくってございますが、気候市民会議ですね、大体欧州の方とかで市民の政策への参加の方法として使われていることが多くあり、日本でも札幌市とか他都市で幾つか事例はあるようで、市民参加型の意見の集約の場ではございます。

一方で、北九州市はどうかというと、こういった常任委員会の委員の皆様には御意見をいただいたり、ないしは環境審議会が多様な属性の方々からの御意見をいただいておりますので、今のところ温対計画の中ではつくっていないけども、様々なパブリックコメントとかを通して市民の意見を集約しているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 14ページのプラスチックの過剰包装についての御質問についてですが、現在私どもで、プラスチックの過剰包装の抑制などについて、国や企業等にほかの自治体とも連携しながら働きかけを行っております。

また、先ほどおっしゃられました昨日のESD協議会の学生たちのように、マイボトルを持ち歩くとかという広報なども行っております。

また、計画にその点を盛り込んであるかということだったんですが、基本計画の部門別の計画に当たります第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画でプラスチック包装などの拡大生産者責任についてなども書いておりますので、こちらのほうも進めていきたいと考えております。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。やはり企業の協力なくしては減らすことが難しいと思うので、今後ともしっかり取り組んで、私たちも市民としてしっかり要望を上げるなり、連携していきたいと思っております。少しでもプラスチック包装じゃないもの、代替品とかそういったものが使われて、循環社会ということがもっと強化されればいいなと思っております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。

なければ、以上で所管事務の調査を終わります。

ここで、本日の報告に係る職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、環境局から北九州市の大気、水質等の現況、令和5年度測定について報告を受けます。環境監視課長。

○環境監視課長 環境局では、大気や水質、騒音など身の回りの状況を把握し、環境基準と比較して客観的に評価するため、継続的に環境モニタリングを行っております。

今回は令和5年度に実施した結果について、お手元の資料に沿って説明いたします。

1ページ目を御覧ください。冒頭の四角囲みは、令和5年度の環境の状況を全般的にまとめたものです。結果として、光化学オキシダントなど、一部環境基準に適合しない項目がござい

ましたが、前年度と比較して大きな変化はなく、おおむね環境基準に適合した良好な状態でした。

この環境基準ですが、環境基本法第16条で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準と規定された、いわゆる目標値となっております。

続きまして、1、大気汚染です。行末の四角囲みは参考となる図表番号です。

大気汚染の状況は、1 ページ下部の図1、大気常時監視測定局位置図に丸と三角で示した17の測定局で、二酸化硫黄やPM2.5などの6項目を24時間連続的に監視してございます。

また、4つの測定局でベンゼンなどの有害大気汚染物質4項目を月1回、定期的に測定しており、5つの測定局でアスベストを測定してございます。

令和5年度の状況ですが、光化学オキシダントを除き環境基準に適合しており、環境基準が設定されていないアスベストも例年と同程度の結果でした。

光化学オキシダントの評価手法は、1時間ごとに得られる測定値が環境基準を超えることが年に一度でもあった場合は不適合とされており、全国的にもほとんどの測定地点が不適合となっております。昨年度は大陸や他地域からの影響、日射量や風速などの気象条件などが重なり、各測定局で年間230から495時間、日数に換算すると50から80日程度環境基準を超過していたため不適合と判断されたものです。

一方で、注意報を発令し、屋外活動を控えるなどの対応が必要な高濃度の状況になることもありませんでした。

資料の5ページに環境基準と、その評価手法をまとめてございますので、後ほど御覧ください。

続きまして、資料の6ページをお開きください。ページ下段の図3、大気汚染状況の経年変化を御覧ください。これは年間の全市平均の変化をグラフ化したものです。光化学オキシダントは、バツ印を黒線で結んだものです。左側の縦軸の0.06が環境基準のレベルで、年間を通じて見ますと、基準よりも低いレベルで推移してございます。また、光化学オキシダント以外の項目は、いずれも減少傾向が続いています。

8ページをお開きください。降下ばいじんについては環境基準はございませんが、体感的な環境の状況の指標として、昭和42年度以来、継続的に測定を行ってございます。令和5年度は前年度と比べてやや減少しており、長期的に見ると横ばい傾向となっております。

それでは、2ページ目にお戻りください。2、水質汚濁です。

本市では、河川、海域、湖沼の水質を定期的に測定しており、測定地点を図2の地図に丸と四角で示してございます。測定項目は、汚濁指標や人の健康影響に着目した健康項目、富栄養化の指標である窒素、リンなどでございます。

令和5年度の結果は、河川の河口付近で測定したフッ素、ホウ素を除き、いずれの項目も環境基準に適合しておりました。河口付近は海水の影響を大きく受けるため、例年同様フッ素及

びホウ素の環境基準に適合しなかったものです。

3 ページを御覧ください。4、地下水についてです。

地下水につきましては、環境基準点がないため、市民が利用している井戸のうち毎年10か所を選んで測定してございます。令和5年度は2つの井戸で土壌の影響によるものと思われる基準不適合を確認しました。このような場合には、井戸の持ち主へ結果を報告し、飲用しないようにお伝えするとともに、汚染状況について調査を継続しています。

また、近年有害性や蓄積性などの懸念から、水質の状況の目安として暫定指針値が設けられた有機フッ素化合物、PFOS及びPFOAについて、地下水の汚染状況を把握するため、令和5年度は新たに2か所で調査を行っております。調査した2か所の井戸では、PFOS及びPFOAの指針値を満たしていましたが、過去にPFOS及びPFOAによる汚染が確認された井戸の継続調査では、指針値超過を確認してございます。指針値を超過した井戸の持ち主へは結果を報告し、引き続き飲用しないようにお伝えするとともに、汚染状況について調査を継続してまいります。

次に、5、マイクロプラスチックについてです。

マイクロプラスチックにつきましては、市内河川における分布の実態を把握するため、令和2年度から調査を開始し、令和5年度は新たに4河川4地点で調査を行ってございます。その結果、河川水1,000リットル当たりの個数は、0.25個から2.5個の間であり、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリエチレンテレフタレートといった食品包装やプラスチック製の生活用品に使用されている材質を全地点で確認しました。

また、令和2年度から令和5年度までに実施した調査により明らかとなった市内主要河川におけるマイクロプラスチックの平均個数は、環境省の全国調査の結果とほぼ同程度であり、材質についても環境省の調査と同様の傾向を示してございます。

水質汚濁につきましては、資料の9ページから13ページにまとめてございますので、後ほど御参照ください。

続きまして、同じく3ページの3、騒音、振動について説明いたします。

初めに、自動車騒音についてです。自動車騒音は、市内の幹線道路約500キロメートル、230区間を5年計画で測定し、道路からの距離や遮蔽物となる周辺建物の配置などを考慮して、環境基準適合範囲に含まれる住居戸数により評価しております。令和5年度は230区間のうち43区間、総延長約90キロメートルを評価したところ、昼夜ともに基準適合したのが94.6%でした。測定結果については道路管理者へ通知するとともに、道路環境の整備や補修などの騒音低減対策を依頼してございます。

次に、新幹線騒音、振動です。新幹線の走行に伴う騒音及び振動の状況は、市内5地区19地点で測定を行ってございます。その結果、騒音は令和4年度より1地点少ない14地点で環境基準に適合し、振動は10地点全てで緊急対策を必要とする指針値を満たしてございました。

近年は、鉄道事業者による防音壁の設置や車両の改善などの対策が進み、苦情はほとんど発生してございませんが、鉄道事業者に測定結果を通知し、より一層の低減対策を求めていくこととしています。

次に、3、航空機騒音の状況です。本市では、航空自衛隊芦屋基地の航空機騒音を対象として、市内12地点で測定を行ってございます。その結果、全ての地点で環境基準に適合しておりました。

一方、航空機騒音は瞬間的で大きいことから、依然として苦情が寄せられることがあり、その内容について直ちに芦屋基地へ伝達してございます。このような状況を踏まえ、毎年、防衛省に対して住宅防音工事助成及びNHK受信料補助の区域拡大を、環境省に対して局所的に発生する短時間の騒音を考慮した環境基準の見直しを要望してございます。今年も7月11日に両省を訪問し要望を行ったところです。

騒音、振動については資料の13ページから18ページにまとめておりますので、後ほど御参照ください。

続きまして、4ページを御覧ください。4、ダイオキシン類について説明します。

一般環境については、大気、水質、底質、土壌、地下水のダイオキシン類を測定しており、令和5年度は全て環境基準に適合してございました。

次に、発生源の排出ガス、排水ですが、ダイオキシン類対策特別措置法では、事業者に対し年1回以上の自主測定とその結果の市への報告を義務づけております。排出ガスでは対象となる40施設からの報告の結果、全ての施設で排出基準に適合しておりました。また、排水では対象となる5排水口のいずれも排出基準に適合していたことを確認してございます。

さらに、3番の市の一般廃棄物焼却工場の排出ガスや焼却灰、ばいじん、排出処理汚泥についても基準値を大きく下回る濃度レベルであることを確認してございます。

ダイオキシン類につきましては、資料の19ページから25ページにまとめてございます。後ほど御参照ください。

最後に、まとめです。令和5年度の本市の環境の状況は前年度と同程度であり、環境基準におおむね適合しておりました。今後とも環境モニタリングを通じて、市内の環境の状況をきめ細やかに把握し、その結果についてはホームページやその他の機会を捉え広く市民へ情報提供してまいります。

また、発生源に対する監視、指導を計画的に進め、良好な環境を維持できるように努めてまいります。さらに、光化学オキシダントなど環境基準に適合しなかった項目につきましては、国の調査研究などに注視し、知見の集積に努め、引き続き市民の快適な生活環境づくりに努めてまいります。以上で報告を終わります。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） PFOS、PFOAなんですけど、過去に汚染が確認された井戸はその後どうなっているのか、詳しく教えてください。

それと、PFASなんですけど、これは北九州市の浄水場で穴生、本城、畑、井手浦、道原で検査しているんですが、令和4年7月27日と令和5年2月21日に本城で少し出ているんですよね、これ。基準値は50ナノグラムですかね、それに比べて2とか4とかなんですけど、ほかのところがそれ以下なので、本城で出てきた原因は何なのか教えてください。

それと、先ほどのPFOSではないなんですけど、以前に戸畑の井戸が汚染されているとか、井戸の汚染の問題が出ていたんですけど、その後どうなったのか教えていただきたいと思えます。

それと、騒音ですね。八幡東区では騒音はかなりいっぱい出ているんですよね。パブリックコメントの中にもあったんですよね。騒音がすごいぞと、激しいぞということでここにも表で出ているんですけど、八幡東区の前田とか枝光とか、戸畑区の中原とか、あとは穴生とか門司区の丸山とか、こういうところでは出ているんですけど、その後対策としてはどうなったのか教えてください。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 環境監視課長。

○環境監視課長 まず、PFOS、PFASについて御説明申し上げます。

戸畑区の超過井戸、戸畑区の北鳥旗町で令和3年度に超過を確認してございます。その井戸について周辺2か所まで周辺井戸調査を行ったところ、汚染は確認されなかったということで、地域的な汚染はないものと認識してございます。

ただ、追跡調査で次の年は暫定指針値をクリアしたんですけど、令和5年度測定した結果、またその超過が確認されましたということで、環境局としての取組として、2年連続で環境基準値なり暫定指針値をクリアするまでは調査を継続するという事になってございますので、引き続きモニタリングを継続している状況でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 原因がどこか分からないんですか。

○委員長（富士川厚子君） 環境監視課長。

○環境監視課長 周辺を調べたんですけど、確認には至ってございません。上水についての御質問ですけど、上水の関係の原因については、私から答えるのはどうかとは思いますが、原因はやはり水源にあるのは間違いのないと思われれます。河川なり、本城で出たというのであれば、やはり遠賀川とかその辺が原因になっていることが考えられます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 原因究明はないんですね。原因を調べる手だてがないんですか。浄水場で少し出ただけで、今遠賀川だということは、恐らくそれぐらいの範囲しか分からない。ど

これから出ているのか、これから細かく見ていこうということはないんですか。

○委員長（富士川厚子君） 環境監視課長。

○環境監視課長 上下水道局の話なので、私からお答えするのが難しいと思うんですけど、河川の中に含まれているのは確かです。水源に含まれているのは間違いないと思われまして、今後担当部局のほうで議論するものと思われまして。

国道3号線の騒音対策ですけど、確かに騒音基準を超えている地点がございますけど、そのモニタリングを継続して、超えているのを確認した上で道路管理者への申入れを継続していくことを考えてございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） パブリックコメントでもうるさいぞと、そう載っていましたよね。ですから、監視を、北九州市としては道路管理者に対してどういう働きかけをするんですかね。

○委員長（富士川厚子君） 環境監視課長。

○環境監視課長 道路管理者に対しましては、測定結果を通知するとともに、道路環境の整備、修繕など騒音低減対策に向けた協力を依頼してございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 分かりました。また細かいことは伺いたいと思います。

本城浄水場の件ですけど、浄水場で出てきたのがほかのところと比べてちょっと高いということですよね。環境基準は下回るんですけど、取っている川のどこから出てくるかまだ分からなくて、そこからは高濃度のそういうものが出ているかもしれないんですよね。それが川を下ってくるわけですから、薄まってきて、それを浄水場で調べたわけだから、少なくなっているということは予想がつくじゃないですか。そしたら、どこから出ているのかということは調べないと、一応浄水場の基準が下回っているからいいんですという話は僕はおかしいなと思うんですけど、その原因を突き止めないのかなと思うんですけど。

○委員長（富士川厚子君） 環境監視課長。

○環境監視課長 評価するために基準というのはございますので、やはり環境局としては今ある暫定基準を基に評価していくべきと考えてございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ほかのところと細かく調査をして、どこの濃度が高いのかとか、そういうことは調べないんですか。その原因究明はないのかなと。単純な話なんです。

○委員長（富士川厚子君） 環境局長。

○環境局長 今、水道の水質検査のお尋ねになりますので、すみません、環境局としてはちょっとお答えできる立場にございませんので、委員の意見は上下水道局にお伝えしたいと思います。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君）お願いします。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）今の出口委員の関連で、上下水道局じゃないと分かんないと言われたらもうどうしようもないんですけど、結構テレビで岡山県の吉備中央町の浄水場の水からすごい濃度のPFASが出たということで、そこの健康被害の話が出ていないとNHKのネットニュースには書いていたんですけど、私が見た特集では、やっぱりがんになったりとか、結構確率が高かったんですね。今のところそこまでの高い濃度というのは多分ないと思うんですけど、例えば今話が出たように、ちょっと高いところとかだったらやっぱり原因を究明しないと、だんだん数値が高くなったりとか、岡山みたいなことがあったら、私は本当に水道水を飲んでいる方が健康被害に遭われているので、すごくお気の毒と思います。北九州市ではそんなことがあってはならないとすごく危機感を抱いたんですが、環境局としてはこういう懸念について、北九州市ではこういうちょっと高くなったときに、今みたいに原因究明というのはもうしないということなんですかね。何かすごく早め早めにしないと、飲料水なんでも思っているんですけど、どうなんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）環境監視部長。

○環境監視部長 今お尋ねいただきました原因究明に関してなんですけれども、例えば遠賀川の場合ですと、上流が市外にございますので、そういった市外の自治体との状況なども情報収集をしながら、原因究明というところには努めてまいりたいと思っております。

また、市内の状況に関しましては、濃度の変化がないかということはきちんと毎年、また、毎月定期的にモニタリングをすることで、濃度の変化があっているのか、あっていないのかというところをきちんと把握をしながら、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）急激に高いところがあれば、もちろん調査をするということですよ。分かりました。以上です。

○委員長（富士川厚子君）ほかになければ、本日は以上で閉会します。

環境水道委員会 委員長 富士川 厚子 ㊟
副委員長 河田 圭一郎 ㊟